七戸町空き家等情報バンク設置要綱

平成 2 9 年 1 1 月 1 日 訓 令 第 4 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、七戸町における空き家等の情報提供を円滑に行い、空き家等の有効活用 を通して、定住の促進と地域の活性化を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。
- (1) 空き家等情報バンク 七戸町内に存する空き家等の売却、賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を登録し、空き家等の利用希望者に対して情報を提供する制度
- (2) 空き家等 居住又は店舗等を目的として町内に建築された建物であって、現に人が居住していないもの及びその敷地及び町内に存する住宅の建築に適当な面積を有する更地の宅地
- (3) 所有者 空き家等に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 利用希望者 空き家等を購入し、又は賃借することを希望する者
- (5) 仲介業者 宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 2 条第 3 号に定める宅地建 物取引業者

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家等情報バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申し込み等)

- 第4条 空き家等情報バンクに、空き家等の情報を登録しようとする所有者等は、次の各号に 掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 空き家等バンク物件登録申込書(様式第1号)
 - (2)情報公開開示内容確認書(様式第2号)
 - (3) 空き家等情報バンク物件登録カード (様式第3号)
 - (4) その他、町長が必要と認めるもの
- 2 町長は、前項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、空き家等情報バンクに登録するものとする。
- 3 前項の規定による登録の有効期間は、登録の日から1年間とする。ただし、有効期間の1 ヶ月前までに所有者から登録取り消しの申し出がない場合は、自動更新とする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録を完了したときは、空き家等情報バンク物件登録完了通知書(様式第4号)により当該所有者に通知するものとする。所有者が予め仲介業者を選定している場合は、当該登録をした旨を仲介業者に通知することができる。

(空き家等に関する登録事項の変更)

第5条 登録完了の通知を受けた所有者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家等情報バンク物件登録事項変更届(様式第5号)により登録事項の変更内容を記載した空き家等情報バンク物件登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空き家等に関する異動の届出)

第6条 所有者等は、所有者の異動その他の理由により空き家等の登録を取り消すときは、空き家等情報バンク物件登録取消届出書(様式第6号)により町長に届け出なければならない。

(空き家等に関する登録の取消し)

- 第7条 町長は、所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家等に係る登録を 取り消すものとする。
- (1) 空き家等情報バンク物件登録取消届出書の提出があったとき
- (2) 登録に関して不正や偽り等が判明したとき
- (3)前2号に掲げるもののほか、町長が物件登録台帳に登録されていることが不適当と認めたとき
- 2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、空き家等情報バンク物件登録取消決 定通知書(様式第7号)により登録物件所有者に通知するものとする。

(空き家情報の提供)

- 第8条 町長は、登録された空き家等の情報のうち次に掲げる事項を町のウェブサイト等により公開するものとする。
 - (1)物件の所在地
- (2) 空き家等の概要
- (3) 主要施設等までの距離
- (4) 所有者の希望条件
- (5) 仲介業者の名称、所在地及び電話番号
- (6) その他町長が必要と認める事項
- 2 町長は、仲介業者を仲介しないで空き家等情報バンクに登録された空き家等については、 必要に応じて、利用希望者に有用な情報を提供するものとする。

(所有者と利用希望者の交渉等)

- 第9条 所有者と利用希望者は、仲介業者に交渉等の仲介を依頼することができるものとする。
- 2 町長は、所有者、利用希望者及び仲介業者における空き家等の売買、賃貸借に関する交渉、 契約には、空き家等情報バンクの情報提供を除いて、一切これに関与しない。
- 3 交渉、契約に係る苦情その他の紛争が発生した場合には、所有者、利用希望者及び仲介業者において解決しなければならない。
- 4 所有者は、契約等の結果を町長に報告しなければならない。

(暴力団員の排除)

第10条 七戸町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び第5条第2項に規定する暴力 団員と認められる者は、空き家等情報バンクを利用することができない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年12月10日から施行する。

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

空き家等情報バンク物件登録申込書

七戸町長 様

			申込日		年	月	B			
	ふりがな									
	氏 名				印					
申込者(六	住 所	〒 −								
(所有者)	連絡先	電話(問い合わせ可能時間帯	時	分 ~	,	時	分)			
		ファクシミリ								
		E-mail								
登 録 物	種 類 □ 空き家 □ 空き地									
物 件 	所 在 地 青森県上北郡七戸町字									
契約交渉等	契約交渉等について、次のいずれかを選択します。									
	□ 契約交渉に関わる全てについて、仲介業者に依頼します。併せて仲介業者への 情報提供を承諾します。									
渉等	□ 契約交渉に関わる全てについて、所有者と利用希望者との間で、責任をもって									
ग	行いま	行います。								

七戸町空き家等情報バンク設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、次のとおり空き家等情報バンクへの登録を申し込みます。

- 1 空き家等情報バンクに登録した内容は、個人情報を除き、七戸町ウェブサイトなどにより広く 一般に公開することに承諾します。ただし、情報公開開示内容確認書により承諾した項目につい ては、この限りではありません。
- 2 利用希望者との交渉及び契約には誠意を持って臨み、疑義、紛争等について当事者間で解決にあたることを誓います。
- 3 登録内容は空き家等情報バンク物件登録カード(様式第3号)に記載のとおりです。

注意事項

- 1 七戸町は、情報の提供や必要な連絡調整は行いますが、空き家等の売買、賃貸借に関する交渉、契約に関するトラブルには、一切関与いたしません。
- 2 申込みされた個人情報は、七戸町個人情報保護条例(平成 23 年 3 月 16 日条例第 1 号)の規定の趣旨に基づき、空き家等情報バンクの目的以外に利用いたしません。

情報公開開示内容確認書

七戸町長	様
------	---

七戸町空き家等情報バンクにおいて、七戸町ウェブサイト等における情報公開等に関し、	下記の
事項について承諾します。(1~3のいずれかに○を付けてください。)	

- 1 七戸町ホームページ等において、私(所有者)に関する下記事項について一般に公開することを承諾します。(承諾するものに〇に付けてください。)
 (7)住所 (1)氏名 (ウ)連絡先(TEL ・ FAX ・ E-mail)
 (I)その他()
- 2 七戸町ホームページ等における一般公開はしないが、利用希望者から問い合わせがあった場合は、問い合わせ者に対してのみ、私(所有者)に関する下記事項を教えることに承諾します。(承諾するものに〇を付けてください。)
 - (7) 住所 (1) 氏名 (ウ) 連絡先 (TEL ・ FAX ・ E-mail)(エ) その他 ()
- 3 問い合わせがあった場合、私(所有者)から連絡するので、個人情報は一切公開しません。

年 月 日

申込者 (所有者)

住 所

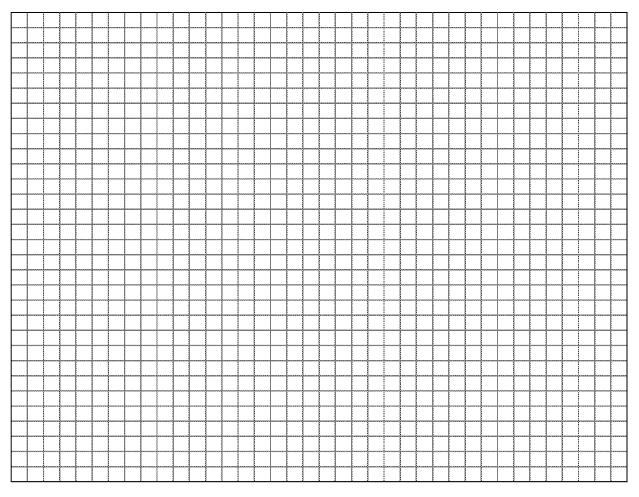
氏 名 印

空き家等情報バンク登録物件カード (空き家)

			物件番号 空き家 No					
	所	在	青森県上北郡七戸町字					
	用	途	□住宅 □併用住宅 □その他()					
	構	造	□木造 □軽量鉄骨造 □その他()					
	階	層	□平家建 □ 2 階建 □ その他 ()					
	建	築年	昭和・平成年建築					
空	床	面積	1階 m² (坪) 2階 m² (坪) 計 m² (坪)					
	登記	の有無	□有(抵当権等の設定の有無 有 ・無) □未登記					
き	空き家になった時期		昭和・平成 年頃(約 年経過)なった時期					
ď	改修の要否		□則入居可 □ 改修が必要(改修内容)					
_	改	修費	□所有者負担 □入居者負担					
家		水道	□上水道 □簡易水道 □その他()					
	設	台 所	□ガスコンロ □ I Hコンロ □その他() □無					
	備	風 呂	□ボイラー □ガス □その他() □無					
		トイレ	□洋式 □和式 □無 / □水洗 □汲み取り					
	附 駐車場		□車庫有り(台分) □車庫なし(台分) □なし					
	施設	その他	□物置 ㎡(坪) □庭・菜園 ㎡(坪) □その他()					
敷	所 在		青森県上北郡七戸町字					
	登記地目		□宅地 □その他 ()					
地	登記地積		m [®]					
希	望条件		□売却 (円) · 要相談					
			□賃貸(円/月)・要相談					
主要旃	布設までの距離		駅 (km) バス停 (km) 役場 (km) 銀行 (km) こども園・保育園 (km) 小学校 (km) 中学校 (km)					
	3112 04	C V DE ME	コンビニ (km) スーパー (km) 病院 (km)					
その他の条件・要望								
ての近	いべ	IT * 女主						

本件を仲介	する宅地建物取引業者 (※選定している場合は、ご記入ください。)
名	称
所 在	地
電話番	号

間取り図 (裏面)



配置図(敷地内における建物の配置がわかるもの)	位置図(町内主要施設等からの案内図)

注 1 添付書類 物件の現状を確認することができる写真(外・中 各 3 枚程度) 固定資産税課税明細書(写し)又は課税台帳(写し)及び登記簿謄本(写し) その他物件の状況等が判る書類

- 2 間取り図、配置図及び位置図は、別に作成しこの様式に添付しても差し支えありません。
- 3 記載もれにより瑕疵担保責任等が生じた場合、町は一切の責任を負いかねます。

空き家等情報バンク登録物件カード (空き地)

					物件看	番号 空	き地		
		所	在	地		3	 经記地目	登記地積	
空	青森県上北郡	郡七戸町字							m²
	青森県上北郡七戸町字 n								
き	青森県上北郡	郡七戸町字							m²
地	青森県上北郡	郡七戸町字							m [*]
	青森県上北郡七戸町字								m²
規	制等								
希望	望条件	□売却		円)・		相談			
主要施訂	設までの距離	こども園	• 保育園		小学	单校 (km) ф	銀行(km 学校(km) km))
その他の	の条件・要望								

本件を仲介	「する宅地建物取引業者	(※選定している場合は、	ご記入ください。)	
名	称			
所 在	地			
電話番	号			

- 注 1 添付書類 物件の現状を確認することができる写真(3枚程度) 固定資産税課税明細書(写し)又は課税台帳(写し)及び登記簿謄本(写し) その他物件の状況等が判る書類
 - 2 記載もれにより瑕疵担保責任等が生じた場合、町は一切の責任を負いかねます。

 第
 号

 年
 月

 日

様

七戸町長

空き家等情報バンク物件登録完了通知書

空き家等情報バンクへの物件登録が完了したので、七戸町空き家等情報バンク設置要綱第4条第 4項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 物件登録番号 第 号
- 2 空き家等の所在地 青森県上北郡七戸町字
- 3 登録期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 仲介する宅地建物取引業者

(備考)

- 1 登録期間が終了した場合で再登録を行うときは、再度「空き家等情報バンク物件登録申込書」により申込みしてください。
- 2 登録内容について変更が生じた場合は、「空き家等情報バンク物件登録事項変更届」により届出ください。
- 3 登録を取り消す場合は、「空き家等情報バンク物件登録取消届出書」により届出ください。

空き家等情報バンク物件登録事項変更届

年 月 日

七戸町長 様

物件登録者 住 所

氏 名

印

空き家等情報バンクの物件登録事項を変更したいので、七戸町空き家等情報バンク設置要綱第5条の規定により下記のとおり届出します。

記

- 1 物件登録番号 第 号
- 2 変更内容 別紙「空き家等情報バンク物件登録カード」に記載のとおり (変更箇所のみ記載してください)

空き家等情報バンク物件登録取消届出書

年 月 日

七戸町長 様

物件登録者 住 所

氏 名

印

空き家等情報バンクへの物件登録を取り消したいので、七戸町空き家等情報バンク設置要綱第6条の規定により下記のとおり届出します。

記

- 1 物件登録番号 第 号
- 2 取消の理由 (該当する理由に〇印を付けてください)
 - (1) 登録物件に関し、売買(賃貸借) 契約が成立したため
 - (2) その他

 第
 号

 年
 月

 日

様

七戸町長

空き家等情報バンク物件登録取消決定通知書

空き家等情報バンク物件登録台帳の登録を取り消したので、七戸町空き家等情報バンク設置要綱第7条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 物件登録番号 第 号
- 2 空き家等の所在地 青森県上北郡七戸町字
- 3 取消理由